

災害時における一時避難所としての使用に関する協定

災害時における一時避難所としての使用に関し、涌谷町（以下「甲」という。）とアルプス電気株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、涌谷町内に大規模な洪水等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設を一時避難所として町民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難所の指定、周知）

第2条 甲は、この協定による施設を、民間協力緊急一時避難所として位置付け町民に周知する。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難所として町民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

施設名称	アルプス電気(株)涌谷工場内 2号棟2階レインボー、独身寮2階
所在地	遠田郡涌谷町字洪江230
所有者	アルプス電気(株)
構造等	鉄筋コンクリート構造
建築年	2号棟 昭和43年、独身寮 昭和60年
耐震性	問題なし

（使用範囲）

第4条 一時避難所として使用する範囲は以下のとおりとする。

避難場所	2号棟レインボー、独身寮2階(ラウンジ)
使用床面積	2号棟レインボー 204m ² 独身寮ラウンジ 85m ²
収容人員	2号棟レインボー 70名程度 独身寮ラウンジ 30名程度

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（一時避難所の開設）

第6条 甲は、次の場合、乙に対して第3条の施設を一時避難所として開設するよう要請することができる。

(1) 大規模な台風等により洪水が発生し、または発生する恐れがあり、周辺住民の内、災害時要援護者(介助する者も含む)の避難に緊急を要する場合。

(2) その他、著しく前項住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書(様式1号)または口頭(電話連絡を含む)で行うものとする。

3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。

(避難者の誘導)

第7条 乙は、施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(費用の負担)

第8条 当該施設の使用料は無料とする。

2 当該施設を一時避難所として使用したことにより生じた費用、損害については、甲で負担するものとする。

(使用の禁止)

第9条 涌谷町内において、大規模な台風等により洪水が発生し、避難をしている時に震度6強以上の地震が観測された場合、甲は施設の安全が確認されるまで使用を禁止するものとする。

(使用期間)

第10条 一時避難所の使用期間は、第6条の開設から洪水にかかる気象警報が解除され浸水被害の恐れがなくなるまでの間とする。

(一時避難所の閉鎖)

第11条 第9条に基づき一時避難所として使用を閉鎖する場合は、甲は乙に対しその旨を連絡し、あわせて文書(様式2号)にて通知する。

(連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課長、乙においては涌谷総務課長とする。

(使用中に事故に対する責任)

第13条 避難者が故意または過失により乙の施設、備品等に損害を与えた場合は、甲が責任を持って乙に対して損害の賠償にあたるものとする。

2 避難者の施設内で発生した事故等に対する責任を乙は負わないものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年12月13日

甲 涌谷町字新町裏153番地の2

涌谷町長

乙 涌谷町字渋江230番地
アルプス電気(株)涌谷工場

工場長